

働き方改革推進支援助成金交付要綱
(団体推進コース)

(通 則)

第1条 働き方改革推進支援助成金団体推進コース（以下「助成金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、中小企業事業主の団体又はその連合団体（以下「事業主団体等」という。）が、その傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」という。）の労働者の時間外労働の削減等労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した事業主団体等に重点的に助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進に向けた環境を整備することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 この助成金は、別途定める事業主団体等が、以下に掲げる事業（以下「改善事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として第2項で定める経費（以下「助成対象経費」という。）について、おおむね250団体を目安として、予算の範囲内で助成金を交付する。

なお、上記目安団体数を超過する場合、または、予算を超過するおそれがある場合には、第5条の交付決定を行わない場合がある。

- (1) 市場調査の事業
- (2) 新ビジネスモデル開発、実験の事業
- (3) 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- (4) 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業

- (5) 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業
 - (6) 好事例の収集、普及啓発の事業
 - (7) セミナー（勤務間インターバルに係る事項を含む。）の開催等の事業
 - (8) 巡回指導、相談窓口の設置等の事業
 - (9) 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
 - (10) 人材確保に向けた取組の事業
- 2 助成対象経費の区分は、前項に掲げる経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、展示会等出展費、通信運搬費、機械装置等購入費、委託費、原材料費、試作・実験費とする。
- ただし、原材料費、試作・実験費については、試作・開発を目的とするものに限る。
- 3 事業主団体等は、第1項の改善事業を実施するに当たり、成果目標を設定し、その達成に向けたものとする。
- 成果目標は、改善事業の取組内容について、事業主団体等が事業実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組又は取組結果を活用すること。
- 4 補助率は定額、1事業主団体等当たりの上限額は500万円とする。
- ただし、以下のいずれかに該当する場合は、1事業主団体等当たりの上限額を1,000万円とする。
- (1) 別途定める「都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する中小企業事業主団体等」に該当する場合
 - (2) 別途定める「労働基準法（昭和22年法律第49号）第142条に定める鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に関連する団体」が事業実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、すべての構成事業主に対してその取組又は取組結果を活用した場合
- 5 助成金の交付額は、第1項(1)から(10)までの事業ごとに、事業の実施に要した費用の合計額及び総事業費から収入額（寄付金を除く。）を控除した額並びに第4項の上限額のいずれか低い方の額を交付額とする。
- ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 この助成金の交付を受けようとする事業主団体等は、様式第1号「働き方改革推進支援助成金交付申請書」(以下「交付申請書」という。)を事業実施年度の11月28日まで(郵送の場合は当日必着)に事業主団体等の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)に提出しなければならない。

- 2 事業主団体等は、前項の助成金の交付の申請をするに当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定等)

第5条 労働局長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、申請の内容が適当であると認めた場合は、交付の決定を行い、様式第2号「働き方改革推進支援助成金交付決定通知書」により、また、改善事業を実施することが適当でないと認めた場合は、不交付の決定を行い、様式第3号「働き方改革推進支援助成金不交付決定通知書」により、当該事業主団体等に通知するものとする。

- 2 労働局長は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 労働局長は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 労働局長は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付又は不交付のいずれかの決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 事業主団体等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、前条の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を労働局長に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 改善事業を行う事業主団体等（以下「改善事業実施団体等」という。）は改善事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、改善事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(事業実施期間等)

第8条 改善事業実施団体等が改善事業を実施することができる期間は、交付決定の日から当該交付決定の属する年度の2月13日までとし、改善事業を実施する期間（以下「事業実施予定期間」という。）は、事業主団体等が事業実施計画において指定する。

(交付決定内容の変更)

第9条 改善事業実施団体等は、第5条第1項の交付決定を受けた内容を変更（軽微な変更又は、経費の配分の10%未満である場合を除く。）しようとする場合は、あらかじめ様式第4号「働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書」を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の事業実施計画変更申請の規定について準用する。

3 労働局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、申請の内容が適当であると認めた場合は、事業実施計画変更承認の決定を行い、様式第5号「働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更通知書」により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、様式第6号「働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更不承認通知書」により、改善事業実施団体等に通知するものとする。

4 労働局長は第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(改善事業の自主的な中止又は廃止)

第10条 改善事業実施団体等は、改善事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第7号「働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認申請書」を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 労働局長は、前項の承認をしたときは、様式第7号の2「働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認申請書」により、改善事業実施団体等に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 改善事業実施団体等は改善事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は改善事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ様式第8号「働き方改革推進支援助成金事業完了予定期日変更報告書」を労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 改善事業実施団体等は改善事業の遂行及び支出状況について、労働局長から報告を求められたときは、速やかに様式第9号「働き方改革推進支援助成金事業実施状況報告書」を労働局長に提出しなければならない。

(実績報告及び支給申請手続)

第13条 改善事業実施団体等は、事業が終了したときは、第8条の事業実施予定期間の最終日から起算して30日後の日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月27日のいずれか早い日までに、様式第10号「働き方改革推進支援助成金支給申請書」（以下「支給申請書」という。）及び様式第11号「働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書」（以下「報告書」という。）を、労働局長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において支給申請書及び報告書の提出期限について、労働局長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 改善事業実施団体等は、第1項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕

入控除税額を減額して報告しなければならない。

（交付額の確定等）

第14条 労働局長は、前条の申請及び報告を受けた場合には、支給申請書及び報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請及び報告に係る改善事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容又は第9条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件（以下「助成金の交付の決定の内容等」という。）に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第12号「働き方改革推進支援助成金交付額確定及び支給決定通知書」により、改善事業実施団体等に通知する。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第15条 改善事業実施団体等は、改善事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、様式第13号「働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書」により速やかに、遅くとも改善事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに労働局長に報告しなければならない。ただし、当該消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

- 2 労働局長は、前項の報告があった場合には、様式第14号「働き方改革推進支援助成金返還決定通知書」により、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる（仕入控除額が0円の場合を除く。）。
- 3 第2項に基づく消費税仕入控除税額の返還の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16条 労働局長は、次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 改善事業実施団体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく労働局長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 改善事業実施団体等が、偽りその他不正の行為により本来受

- けることのできない助成金を受け、又は受けようとした場合
- (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、改善事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 労働局長は、前項の(1)から(3)までに該当するとして交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更した場合は、様式第3号の2「働き方改革推進支援助成金交付決定取消・変更通知書」により、改善事業実施団体等に通知する。
- 3 労働局長は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 労働局長は、前項の返還を命ずるときは、様式第14条「働き方改革推進支援助成金返還決定通知書」により、改善事業実施団体等に通知する。
- 5 労働局長は、第3項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 第3項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 7 労働局長は、第1項の取消しをした場合において、改善事業実施団体等又は構成事業主の行った不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合、下記(1)から(4)までの事項を公表する。
- (1) 不正受給を行った改善事業実施団体等の名称及び代表者氏名
 - (2) 不正受給に係る事業場の名称、所在地及び事業概要
 - (3) 不正受給に係る助成金の名称、交付決定を取り消した日及び返還を命じた額及び返還状況
 - (4) 事業主の行った不正の内容

(財産の管理等)

第17条 改善事業実施団体等は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、改善事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18条 所得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により、厚生労働大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える機械、重要な器具その他の財産とする。

- 2 改善事業実施団体等は、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分するときは、あらかじめ労働局長の承認を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(助成金の経理)

第19条 改善事業実施団体等は、改善事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して改善事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 改善事業実施団体等は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに推進事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第20条 事業主団体等又は改善事業実施団体等は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項の規定に基づく計画の内容の変更、第10条第1項の規定に基づく改善事業の中止又は廃止、第11条の規定に基づく事業遅延の届出、第12条の規定に基づく状況報告、第13条第1項の規定に基づく支給申請手続及び実績報告、第15条第1項の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告又は第18条第2項の規定に基づく財産の処分の承認申請については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをい

う。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第21条 労働局長は、第4条の規定により行われた交付申請等に係る第5条第1項の規定に基づく交付決定等、第9条第1項の規定に基づく承認、第10条第1項に基づく承認、第14条に基づく支給決定等、第15条第2項の規定に基づく返還命令、第16条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第4項の規定に基づく返還命令、第17条第2項の規定に基づく納付命令（第18条第3項の規定において準用する場合を含む。）又は第18条第2項の規定に基づく承認について、事業主団体等又は改善事業実施団体等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等について電子処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第22条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が別途定める。

(附則)

この要綱の規定は、令和7年4月1日以降の交付申請から適用する。